

在留外国人インフルエンサー招請による観光情報発信業務 基本仕様書

1 業務の名称

在留外国人インフルエンサー招請による観光情報発信業務

2 業務の目的

観光庁の令和7年宿泊旅行統計（速報値）によると、欧米豪市場からの訪日旅行者における東北地方の全国シェアは1.0%、宮城県は0.3%と低水準であり、「東北」の認知度不足が課題となっている。欧米豪市場に好まれる観光資源の情報発信が十分にされていないことが原因であることから、欧米豪市場のトレンドや価値観に精通したインフルエンサーの視点を取り入れながら宮城県内の観光資源の情報発信をする必要がある。

本事業では、欧米豪市場のトレンドや価値観に精通した欧米豪出身の在留外国人インフルエンサーを県内各地域に派遣し、欧米豪市場の訪日旅行関心層に対して県内観光資源の情報発信を行うことで、県内各地域の魅力や効率的に周遊可能なモデルルートを選定し、発信することにより、認知度向上及び誘客促進を図る。

3 期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

本業務の委託内容は、在留外国人インフルエンサー招請に係る以下の内容とする。

（1） 宮城県観光モデルコースの作成・納品

- ・宮城県内を北部エリア、中部エリア、南部エリアに分け、各エリアについて3泊4日程度のモデルコースを提案すること。
- ・中部エリアについては、3泊4日の行程のうち半分以上を石巻圏域（東松島市、石巻市、女川町）に滞在する内容とする。
- ・モデルコースの作成・納品については、契約締結後速やかに概ね一月程度で行うこととし、修正可能な形式でパンフレットデータ等の成果物を発注者に納品すること。
- ・納品するモデルコースのパンフレットデータ等は、行程表、スポット紹介、アクセス、簡易地図などを整理し、コースの全体像を一目で理解できるようにした広報用の媒体を指すものとする。
- ・納品されたモデルコースは、宮城県が公式ウェブサイト、SNS、パンフレット、宮城県が実施する事業等で期間や用途を問わず無償で修正や二次利用ができるものとする。

（2） 在留外国人インフルエンサーの選定・調整

- ・欧米豪市場への発信力があり、日本国内の観光地に精通した欧米豪出身の在留外国人インフルエンサーを複数名提案すること。

- ・在留外国人インフルエンサーの提案にあたっては、選定理由や影響力（媒体接触者数、SNS、フォロワー数等）を詳細に記載するとともに、情報発信を予定している SNS の種類、投稿の内容・回数、目標とするリーチ数等についても明記すること。
- ・派遣先となる県内3エリア（北部エリア、中部エリア、南部エリア）に、選定した在留外国人インフルエンサーを各2名ずつ割り当てること。なお、各エリアに派遣する在留外国人インフルエンサーは、エリアごとに別の在留外国人インフルエンサーが視察することが望ましいが、調整が難しい場合には、複数エリアに同一の在留外国人インフルエンサーが含まれてもかまわない。
- ・選定した在留外国人インフルエンサーの各エリアへの割り当てについては、発注者と協議の上、行うこと。
- ・在留外国人インフルエンサーは日本語での対応が可能な者を優先して選定すること。
- ・在留外国人インフルエンサーの居住地は問わないが、招請の参加にあたって前泊や航空機での移動が必要となる場合には、宿泊費や移動費を事業費で負担すること。
- ・選定する在留外国人インフルエンサーの国籍は、フランス、イギリス、ドイツをはじめとした欧州市場が過半数を占めることとし、残りを北米、豪州出身の者を対象とする。なお、選定にあたっては在留外国人インフルエンサー複数名の国籍が過度に欧米豪の特定市場に偏りすぎることのないよう注意すること。
- ・選定する在留外国人インフルエンサーは、観光コンテンツを中心に発信している者とし、招請する各在留外国人インフルエンサーが有する Instagram や YouTube、Facebook の SNS アカウントから「一番フォロワー数が多いアカウント」を各1つずつ選び、それらのフォロワー数を合計して招請する在留外国人インフルエンサーの人数で割った平均値が10万人以上となるように選定すること。
- ・在留外国人インフルエンサーの選定にあたっては、過去に、法令違反や公序良俗に反する行為、社会的に不適切な言動（いわゆる迷惑行為や差別的発信等）を行っておらず、現在もそれらに関連した批判や炎上事案がないこと、政治的、宗教的に偏った活動や、反社会的勢力との関わりが一切なく、過去に他の自治体や公的機関との取引において契約不履行や不適切な投稿によるトラブルを起こしていないことを十分に確認の上、選定を行うこと。

（3）招請・視察の実施

ア 対象エリアと期間

- ・（1）で作成したモデルコースに基づき、北部エリア、中部エリア、南部エリアの各エリアに在留外国人インフルエンサーを2名ずつ派遣し、観光資源の情報発信を通じて、欧米豪市場における宮城県の認知度向上を図ること。
- ・招請の実施時期については、発注者と協議の上、決めること。

イ 実施内容

- ・発注者と協議し了承を得た行程に基づき、県内観光資源の情報発信に向けた視察を行うこと。
- ・各行程にて、観光資源の体験・視察の様子をプロモーション用素材（動画・静止画）とし

て撮影すること。

ウ 手配業務

- ・発注者と協議し了承を得た行程に基づき、居住地から宮城県内間の電車・新幹線等の交通費用、宿泊施設、体験プログラム等の手配および費用の精算を行うこと。
- ・招請中の移動手段は、原則、専用車での移動とし、車両の手配は受注者が行うこと。招請中に、公共交通機関等の専用車以外での移動が必要な場合には、必要に応じて受注者側で手配をすること。
- ・在留外国人インフルエンサーの旅行手配にあたっては、可能な限り早期の調整を行い、キャンセル料等が発生しないようにすること。なお、キャンセル料が生じた場合、全て受注者が負担すること。
- ・招請期間中の宿泊先は、原則ベッド付きで、客室内にシャワー、トイレがある部屋を1人1部屋ずつ手配すること。
- ・観光施設の入館料等、視察に係る経費を計上するとともに、事前に視察および撮影の許可取りを行うこと。また、観光施設の入館料等の減免の可否を確認し、必要に応じて受注者側で申請を行うこと。
- ・必要に応じて、各招請期間中に行程を管理する者や通訳を配置することとし、手配や同行に必要な費用を事業費に含めること。なお、行程管理を行う者と同一の者が通訳の役割を担ってもかまわないこととする。
- ・在留外国人インフルエンサーの招請実施にあたり、在留外国人インフルエンサーに対する謝金を事業費として計上すること。なお、在留外国人インフルエンサーに対する謝金の金額については、受注者と在留外国人インフルエンサー間で調整の上、決定すること。

エ 連絡調整

- ・招請実施に向けた在留外国人インフルエンサーとの連絡調整を行うこと。

オ 安全管理

- ・在留外国人インフルエンサーに対して、招請期間中の傷害保険への加入等、必要な手続きを行い、安全確保に必要な措置を講じること。

カ その他

- ・各招請の実施にあたっては、在留外国人インフルエンサーに対して視察する地域や観光コンテンツ等について、オンラインにて事前ブリーフィングを行うこと。
- ・視察する宮城県内の観光資源についてのウェブアンケートを招請期間中に在留外国人インフルエンサーに対して実施し、宮城県内の観光資源についてフィードバックを得ること。ウェブアンケートについては、項目などを発注者と協議の上、受注者側で作成することとし、招請期間中のウェブアンケートの配布・回収に関する連絡調整も受注者で行うこと。
- ・不測の事態により、招請行程、招請する在留外国人インフルエンサーの変更が必要な場合には、速やかに発注者及び受注者との間で協議の上、柔軟に対応すること。
- ・本招請事業の実施に係る管理費を必要経費として計上すること。

(4) 在留外国人インフルエンサーによる情報発信

ア 実施内容

- ・各在留外国人インフルエンサーの SNS アカウントにおいて、視察したエリアにつき各 6 回以上、観光資源の情報発信を行うこと。

イ 情報発信に係る K P I の設定・効果の分析

- ・在留外国人インフルエンサーによる情報発信にあたって、SNS での情報発信に関するインプレッション数やリーチ数、エンゲージメントなど事業効果の分析に必要な項目について目標値を設定し、提案すること。
- ・在留外国人インフルエンサーによる情報発信後には、K P I で設定した指標を分析し、情報発信の効果を事業報告書に記載すること。

5 事業報告書の作成及び提出

本業務の完了後、速やかに実施した業務の内容を記載した報告書（任意様式）を作成し、発注者に提出するものとする。

（1）提出物

紙媒体 1 部及び電子媒体で提出すること。

（2）提出場所

宮城県経済商工観光部 観光戦略課欧州誘客推進班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県行政庁舎14階南側

（3）事業報告書の提出期限

令和9年3月31日（水）

6 契約に関する条件等

（1）機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。以下同じ）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（2）個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

7 その他

- （1）本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- （2）本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- （3）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と

受注者が協議の上決定することとする。なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

- (4) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合等は、速やかに発注者及び受注者との間で協議の上、決定する。
- (5) 委託者が必要と判断した際には、受託者と協議を行った上で、本契約の内容を変更することができる。